

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成26年 6月17日(火) 午前10時00分～10時37分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

1番 長谷川広昌、 4番 浅岡保夫、 5番 柴田耕一  
7番 杉浦敏和、 10番 鈴木勝彦、 11番 鷺見宗重、  
14番 内藤皓嗣、 16番 小野田由紀子  
オブザーバー 議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 6番 幸前信雄、  
7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、 12番 内藤とし子、  
15番 小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政GL、財務GL、行政G兼財務G主幹  
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、  
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、  
上下水道GL、地域産業GL、  
会計管理者、監査GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第34号 高浜市税条例等の一部改正について
- (2) 議案第35号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (3) 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第37号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第38号 高浜市消防団条例の一部改正について
- (6) 議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (7) 陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、6月13日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案6件及び陳情1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますので、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鷺見宗重委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いをいたします。

説（総務部） 特にございません。

### 《質 疑》

（１）議案第３４号 高浜市税条例等の一部改正について

問（１０） それではまず軽自動車税の改正についてお伺いいたします。御案内のとおり、今年の４月から消費税が５％から８％に引き上げられたことによる軽自動車の駆け込み需要はどのような状況であったのかと、それから推測でありますけども、来年１０月には消費税が１０％に上がるということで軽自動車も新車に限り税率が変わるということですが、このことも踏まえて今後とも駆け込み需要はどのようになっているのか、見込みがあればお聞かせ願いたいと思います。

答（税務） それでは、駆け込み需要について、お答えさせていただきます。まず、私どもの軽自動車税の税収の８割を占める軽４輪の乗用自家用について、申し上げさせていただきます。まず、平成２７年度からの課税台数の推移を見てみますと、平成２３年度からの課税台数の推移を見てみますと、平成２３年度が、前年度より２５４台の増、前年比、１０３．３％。平成２４年度が、２７８台の増、前年比、１０３．５％。平成２５年度が、３１９台の増、前年比、１０３．８％に対し、今年度が、前年度より３９７台の増、前年比、１０４．６％でありましたので、明らかに駆け込み需要の影響が出ております。また、今後の見通しでございますけども、消費税が８％から１０％に引き上げが予定され、また、平成２７年４月１日以後に最初に新規検査を受けたものについては、新税率が適用されるということから、現行税率よりも３，６００円、１年につき３，６００円ふえることから前年度の３９７台以上の増を見込んでおります。

問（１０） そうすると、早めに購入をしたほうが得だということによろしいかと思えます。次に、今回の税率の引き上げによる影響額をお聞きしたいと思います。

います。2輪車が影響を受ける平成27年度分と4輪の新車購入の影響を受ける平成28年度分の影響額を試算していたら教えていただきたいと思います。

答（税務） 影響額でございますけども、平成26年度の当初予算ベースで試算させていただきました。まず、平成27年度は、原動機付自転車が184万円の増、小型特殊自動車が39万円の増、2輪車が194万円の増、合計で417万円の増を見込んでおります。また、平成28年度につきましては、ただいま申しあげました417万円に、軽4輪の新規購入見込み台数の300台を見込んで、影響額は、108万円をプラスした525万円を見込んでおります。ただし、平成28年度の影響額といたしましては、平成14年以前の軽4輪が経年車重課として課されることとなりますけども、この台数につきましては、今現在は不明でございます。

問（10） 今の最後の経年車重課ですか。課税の台数は不明だということですが、なぜ不明なのかお聞かせ願えればと思います。

答（税務） 経年車重課の件でございますけども、この経年車重課を課税するためには、初めて車両番号の指定を受けた年月が必要となります。このデータにつきましては、現在、市のほうには持っていない、軽自動車の検査協会が保有しております。この情報につきましては、今後、検査情報提供のシステムを導入し、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

委員長 ほかに。

問（11） 私は、法人市民税の分ですけども。100分の12.3を100分の9.7に改めるといふ条例なんですけども、これの影響額がいくらになるかお答えください。

答（税務） 法人市民税の影響額ということでございますけども、この額につきましては、先の予算特別委員会で、平成27年度の影響額が4,500万円から5,500万円、平成28年度の影響額が1億1,000万円というふうに答弁させていただきました。今回、平成25年度の決算額が確定したことと、それと、全ての法人1社当たり、1社当たりというか、法人の事業年度から影響額を試算させていただきました。その結果、平成27年度の影響額が、約3,300万円。それと、平年度化する平成28年度が1億2,500万円の減収

と試算しております。

問（11） これ条文を、地方税法の条文を読みますと、法人税割の標準課税は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても100分の14.7を超えることができないというふうに書いてあります。改定されると、それぞれ標準課税は、9.7を超えて課税する場合においても、12.1というふうに変わるという法案でした。法律です。これを見ると、この9.7でないといけないという理由があると思うんですけども、その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

答（税務） まず、これの12.3、ごめんなさい。9.7%と12.1%という件なんですけども、高浜市のように、標準税率を12.3%で現在標準税率を適用しているところは、9.7%。それと、超過課税、または、不均一課税でございますけども、こういったところは、上限が、12.1%と。だから双方とも、2.6%が引き下げるとい形でございますので、私どもは、国の準則どおり2.6%引き下げ、9.7%を用いると。それで、超過課税を行っていないから12.1%は条文の中に入れないということでございますので、よろしく願いいたします。

問（11） この際、私どもは、毎年のように主張させていただいてはいますが、資本金10億円以上の企業に不均一超過課税を適用するという考えはないのか。また、税収が減るということは確かですので、これはどうなるのかお答えください。

答（税務） 不均一課税の導入の件に関しては、私どもも何度も申し上げているんですけども、これまでも予算特別委員会や決算特別委員会で申し上げてきましたけども、スタンスとしては、何ら変わりはありません。まして今回税制改正で法人税割の一部が国税化され、市の税収が減ると。だから、税率を上げますよというふうでは、企業さんには到底納得は得られないというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第34号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第35号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

「なし。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第35号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

問(11) これは、14万から16万に上げる。12万を14万に改めるといふうにされていますけども、これ条文、ちょっと読ませていただきますけども、第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の均衡を考慮して政令で定める金額を超えることはできない。政令というのは、ほかにあるんですけども、これが、14万から16万に変わったということです。これについて、こういうふうになっている。超えることができないという表現がされています。そのままでも合法ですが、後期高齢者支援分等課税額の課税限度額を14万から16万、同時に介護給付金課税分の課税限度額を12万から14万に引き上げをするという理由は何なのか、お答えをお願いします。

答(市民窓口) 今、委員おっしゃるとおりでございまして、今回、平成26年4月1日施行の地方税法の施行令の関係で、一部改正の金額。こちらのほうに準じまして、私どものほうも改定をさせていただいておるといふことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第36号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第37号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部改正について

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第37号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第38号 高浜市消防団条例の一部改正について

問(16) 今回、高浜市消防団条例の一部改正ということで挙げられていますけれども、この改正に至るこの理由について、初めにお伺いしたいと思います。

答(防災) 今回、条例改正に至った経緯というところでございますが、先の一般質問でもございましたように、消防団員を取り巻く状況というのが非常に今厳しくなってきておる。サラリーマン化ということもありまして、団員の確保、これが一番の課題ということで、今回、団員確保のために、条例改正をさせていただくというものでございます。

問(16) それで、この条文の中の文言に、(1)の2条第2項に規定する区域内に居住し、というところで、団長が認めたものは、この限りではないですけども、この文言のこの意味というか、これを加えた理由について伺いたいと思います。

答(防災) 御質問のただし書きの部分でございますが、団長が、特に認めた者は、この限りでないということですね。今、現条例の市内の在住在勤である者、これのところにかかっておりまして、市外であっても、市外に勤務している者でも、入団して、消防団として活動していただきたい。そういった者の、ただし書きでございます。

問(16) それで、今、消防団の方々の、この年齢構成比率というか、その人数ですけども、わかりますでしょうか。

答(防災) 現状の消防団の平均年齢ということでございますが、122名お

ります消防団の平均年齢が、30.3歳でございます。もう少し詳しく申し上げますと、本団が2名ですが、団長、副団長が46歳。第1分団が、31.2歳。第2分団が、31.1歳。第3分団が、27.7歳。第4分団が、30.3歳。

委員長 ほかに。

問（10） この案件につきまして、私も現職で7年間やらせていただいて、私どもの時代のときでも、その団員、区域を超えた介入というのは、非常に団員同士の士気に影響するということで、禁止をされていたような気がいたします。それを市外に拡大するということは、総括のときでも質問がありましたけど、西尾市ともう1カ所だったですか。が、その条例があるということで、市外からそういう人たちを確保するということは、その相手の市に対しても非常に不快かどうかわかりませんが、ある程度、市域を超えて介入するということに関して抵抗はないのかどうか、そこら辺のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

答（防災） 今回、新たに改正をさせていただきますと、市外に居住、市外に勤務する者が、高浜市の消防団として活動していただけるということで、当然ながら、その排出される市にとってはマイナス面がございます。そういったこともございますけども、先ほど申しました消防団員の確保、これは各市、非常に頭を抱えているところでございまして、現に、西尾市さんと刈谷市さんが、こういったただし書きの緩和をしておりますので、消防団の集まる、消防団を管理するというか、各市の会議もございますので、こういった改正をさせていただくということで、また、御理解を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

問（10） 理解する部分と、非常にしがたい部分と、ちょっと複雑な考えを持っておりますけども、本当にそこまでして団員確保が必要なのかどうか。というのが非常に危惧するところですけど、そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

答（防災） 高浜市の消防団で活動してもいいという方が市外におられれば、これは高浜市の消防団の活動に非常にプラスになりますので、ここは積極的に活動していただきたいという、こういう気持ちも持って今回の条例改正をさせ



ていただくということをございますので、よろしくお願いいたします。

答（都市政策部） 御経験の中から御心配をいただいた御質問だと思います。私ども、今、リーダーが申しましたように、やはり、この消防団のあり方というのは、国のほう、総務省を通じて消防庁のほうから文書が出ておまして、先の震災のときから非常な地域の、いわゆる防災上重要な位置づけになってくるということは、十分認識をしております。本会議のほうでも一般質問の中で、では具体的にはというようなお話が出ておりましたが、例えば、再入団のとき等で、会社の都合等で、いわゆる勤務地がたまたま碧南からお勤めが高浜になっておったのが、会社の都合で外へ変わってしまった。だけど、そういった今までの実績、活動の経過を見て、団長が認めたものについてはというようなことで、こういったただし書きをもっていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

問（10） 今回、下を緩和した。あるいは、前回、上のほうも確か緩和したんではなかったかな。要するに、年齢を上げて、入団しても構わないというような。ですから、消防協会さんもありますし、要するに、OBとして活躍されている方がたくさんおみえになります。こういう人たちとしっかりと連携をしながらいざというときには、こういう人たちの人材を使って、防災、震災等の活動にお手伝い願うような連携を、もっとしっかりとした連携をつくってほしいなど。市外から、当然、団員を加入すれば、夜間であるとか勤務中であれば当然駆けつけてくれないということになれば、地域におみえになるその材をうまくしっかりとした形でつなぐことによって、いざというときの対策につながるのかなというふうに思いますので、その部分もしっかりとした対策を取ってほしいなどは思います。もう一つ、18歳の年齢を下げたということで、過日、個人的に質問させていただいたんですが、消防団というのはいろんなところを経験する場面が多いものですから、18歳未満ということで、いろいろ国の制約がかかる部分があると思いますが、ここら辺の消防団長以下とですね、どういいう話し合いがなされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（防災） 今回、条例改正で、満20歳以上のものから満18歳以上の者ということで、年齢を下げさせていただくということで、今、御心配のところは、たばこですとかお酒のところ指しておろうかと思えます。この点につきま

しては、当然、団長、副団長、各分団長も十分認識をしております。毎月1回、正副分団長会議がございますので、今月の26日にもございますので、議会のほうからこういった御心配もいただいたということで、しっかりと伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

問（14） 私もいまのところでちょっと確認といえますか、したいと思いたしますが、団長が認めたものを市長が承認して、団長が任命するという手続きになるんですけど、先ほど部長が言われたように、勤務地が変わって、条件が外れる場合があるとか、あるいは、高浜に住んでいたけど市外に引っ越したとか、そういう、活躍をしておってですね、団員で活躍していて、そういうことがあると思うんですけど、そういう場合には、改めて団長が認めた者という、そういう、そして、市長が承認して任命するという改めてそういう手続きが行われるのか、団員はそのまま席を置いて、そのまま行ってしまうのか。その辺をお聞きしたいと思っております。

答（防災） 条例改正をいただきましたら、今言ったように、例えば、市内で在住をしておりますして、市外にお勤めになった方が、会社の都合や新居を持った都合で、市外に出るといような形もございます。先ほどの逆で、市外の方が市内に勤めておって、転勤で市外に出てしまうという方もありますので、こういった事例が発生したときには、条例に基づきまして、団長が特に認める者ということで、手続きをさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第38号の質疑を打ち切ります。

（6）議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

問（14） 23ページですか。市庁舎の駐車場の区画線の引き直しですけども、確かにこれ消えていて、私も毎日役所へ来るときに止めにくい部分がありますので、これをやられるのは結構かと思っておりますけども、といっても、あり方

検討で、この場所が変わってしまう可能性もありますので、そんなに長くはないと思うんですね、長くても2年半ぐらいのことだと思いますんで、そうしますとね、78万1,000円というのは、これは私の感ですけどね、感ですけど、ちょっと高いのではないかなと、もう少しこう勉強していただいて、安くやれる方法があるのではないかとことを思いますので、今すぐに返答はなくてもいいんですけど、じっくりとよく検討していただいて、できるだけ税金を無駄遣いしないようお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（11） 23ページの2款、2項の18目なんですけど、防災倉庫の建設補助費というふうになってはいますが、これ、移動なのか、また新たにつくるのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいなと思います。

答（防災） 今回申請がありましたのは、論地町町内会様で、論地町の集会所の横に新規で建て替えということで、補助金の申請が出ておるものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第39号の質疑を打ち切ります。

（7）陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情

委員長 意見を求めます。4番、浅岡保夫委員。

意（4） この陳情第2号なんですけども、反対。まず、賛成、反対としては、反対であります。特に特定秘密保護法の廃止を求める意見書等の内容ということでありますけども、この内容等に関しましては、やはり国と国との関係で、全部をあからさまにするということができない場合が特にこの国際情勢の中においてはありますので、その辺のところも考慮いたしますと、この陳情には、反対であります。

委員長 ほかに。

意（16） この陳情第2号ですけれども、この中を見させていただきますと、賛成できないところが何箇所かありまして、その中でも、2の1ですか。民営化、民間委託等を行わないでください。また、既に実施されている民間委託等については、住民サービス向上のために、直営に戻すことを検討してくださいと入っていますけれども、住民サービス向上のために直営に戻すことと民営化や民間委託の目的の一つが、この住民サービスの向上というものを目指しておるということをごさいますので、わざわざこの民営化をやめてということ、財政負担が重くなるような、時代に逆行するようなことをしなくてもいいと思います。国も地方もさまざまな目的のもとで民営化が行われておりますので、そういったところから、この陳情には反対でございます。

意（1） 陳情書の陳情項目②の暮らしを守る公務・公共サービスの充実の中に記載をしてある特に1及び4が、公務・公共サービスの充実に実際に資するのか疑問な点があることや、陳情書の項目のⅢの国に対して意見書、要望書を提出することについては、賛成できかねますので反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（11） 私は、陳情第2号、「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情」に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。特に、Ⅰの「公契約条例の実現など働く者の権利を守り、生活の向上を図ってください」のところで、公契約条例は必要と感じますし、まさに適正な下請け単価や雇用の確保、時給1,000円以上の賃金など行政の仕事で賃金が安いというワーキングプアをつくらない取り組みが必要と考えます。ほかにも、民営化、民間委託等を行わないでくださいなど、全て賛同できる内容ですので、採択に賛成します。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第2号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委

員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採 決》

(1) 議案第34号 高浜市税条例等の一部改正について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第35号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第37号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第38号 高浜市消防団条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(7) 陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件について、お諮りをいたします。一つ、商業振興施策について。一つ、防災施策について。一つ、財政施策について。一つ、災害施策について。以上4件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時37分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長